

進藤かねひこ キャッチボール通信

臨時増刊号 Vol.3

発行:自由民主党東京都参議院比例区第38支部

討議資料

～参議院決算委員会で今後の食料・農業・農村政策の方向性、花粉症の発生源対策、海業(うみぎょう)の振興等について質疑～

令和5年6月12日 参議院決算委員会



岸田文雄 内閣総理大臣の答弁



発言を求める進藤金日子



参議院第一委員会室の様様



質問中の進藤金日子

現場の実態や声を大事にしながら取組みます

今後もあらゆる機会をとらえ、全国各地の現場の声を背景に、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創るため、あくまでも現場主義、地域主義を基本として、国政の中で積極的に活動して参ります。

参議院議員 **進藤金日子**



質 問 項 目

- ◆ 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」が決定されたが、その狙いと今後の食料・農業・農村政策の方向性について、岸田文雄総理大臣に問う。
- ◆ 食料・農業・農村基本法の見直しの方向として、環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換等を図っていく中で、農業経営の安定化のためにも国内資源の利用拡大など肥料コスト低減に向けた対策を講じる必要があると考えるが、岸田文雄総理大臣に問う。
- ◆ 中山間地域の振興を図る上で、農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」の実効性を高めることに加え、営農を継続して守るべき農地と粗放的利用を行う農地等を区分する「最適土地利用総合対策」の実施が重要と考えるが、野村農林水産大臣に問う。
- ◆ 「花粉症に関する関係閣僚会議」で決定した「花粉症対策の全体像」の中核を担う「発生源対策」について、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化を実行していく上での決意について、岸田文雄総理大臣に問う。
- ◆ 昨年度閣議決定した「漁港漁場整備長期計画」において、漁村の魅力と所得の向上を図るため、「海業」（うみぎょう）の振興を掲げているが、海業振興について、岸田文雄総理大臣に問う。
- ◆ 改正気候変動適応法に基づく「熱中症対策実行計画」や「熱中症警戒情報」等について、現状と今後の方向について、西村明宏環境大臣に問う。

はじめに

日頃から、私、進藤金日子の政治活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この冊子の内容は、令和5年（2023年）6月12日に参議院決算委員会において私が行った質疑の内容を整理したものです。

今回の質問は、私に寄せられた以下のような声を踏まえて、質問を取りまとめました。

- ・「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」の狙いと今後の食料・農業・農村政策の方向性を、どのように考えているのか。
- ・農業経営の安定化のために国内資源の利用拡大など肥料コスト低減に向けて、どのような対策を講じるのか。
- ・中山間地域の振興を図る上で、「地域計画」と「最適土地利用総合対策」をどう進めていくのか。
- ・「花粉症対策」の中核を担う「発生源対策」（森林・林業対策）について、どのように具体的に進めていくのか。
- ・漁村の魅力と所得の向上を図るための漁村の活性化を具体的にどう進めていくのか。
- ・近年、頻発している熱中症対策を政府として今後どのように進めていくのか。

本冊子をご一読いただき、皆様方から多くのご意見を頂戴できれば幸いです。

皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたしますとともに、今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

（注記）

○質疑は、参議院決算委員会議事録（速記）を基に整理しています。

令和5年6月12日（月曜日） 午後1時開会

○佐藤信秋決算委員長

令和3年度決算外2件を議題とし、本日は締めくくり総括質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○進藤金日子

自由民主党の進藤金日子です。

決算の参議院におきまして決算委員会の総括質疑の機会をいただき、委員長、理事の皆様、また委員の皆様方に感謝申し上げます。

まず冒頭、令和5年石川県能登地方を震源とする地震や、令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による災害等で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、御家族の皆様には衷心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

台風3号の接近に伴い、梅雨前線の活動と相まって、豪雨等に嚴重な注意が必要です。被害が出ないように、被害の未然防止対策等、万全の体制で臨まなければなりません。

また、昨夜、内閣官房長官や自由民主党参議院議員会長等の要職を歴任されました青木幹雄先生が御逝去されました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

6月2日に、岸田総理を本部長とする食料安定供給・農林水産業基盤強化本部におきまして、食料・農業・農村基本法の見直しの方向性が決定されました。（資料提示）

お手元にお配りしております資料1のとおり、政府として平時から全ての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法の見直しに向けて、食料・農業・農村政策の新たな展開方向を決定しましたが、その狙いと今後の食料・農業・農村政策の方向性につきまして、岸田総理の御見解を伺いたいと思います。

○ 国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し。この見直しの方向性について、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で取りまとめ。

<p>平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立</p>	<p>人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立</p>
<p>○ 食料安全保障の定義 食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、平時からの食料安全保障を確保。</p> <p>○ 輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化 小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の国内農業生産の増大や飼料、肥料等の生産資材の確保を図るとともに、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も重視。</p> <p>○ 海外市場も視野に入れた産業に転換 輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。</p> <p>○ 適正な価格形成に向けた食料システムの構築 持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの各段階で適正な価格形成の実現。</p> <p>○ 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善 買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康な食生活が送れるよう地域の食品事業者による供給体制を整備。</p>	<p>～急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立～</p> <p>○ 人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の受け皿となる経営体等（担い手）の育成・確保。 ・ 農業法人等の経営基盤の強化。 ・ 地域の話し合いを基に、担い手に加え、多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産につなげる。 <p>○ スマート農業などによる生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保。 ・ 農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保。 <p>○ 家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護等</p> <p>～農村人口減少の中での農村集落機能の維持～</p> <p>○ 農村コミュニティの維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インベーションによるビジネス創出や情報基盤整備等により都市から農村への移住、関係人口の増加等を図る。 <p>○ 農村インフラの機能確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落機能の低下が懸念される地域においても、農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理を図る。
<p>環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換</p>	
<p>○ 環境と調和のとれた食料システムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷低減等を行う持続的な農業を主流化。 ・ 農業生産、加工、流通、小売を含む食料システム全体でグリーン化。 	

平時からの食料安全保障の確保 - 食料・農業・農村基本計画の見直し | 不測時の食料安全保障の強化 - 政府の体制整備

令和5年6月12日 参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金日子
 出典:令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部資料を基に進藤金日子事務所にて作成

※拡大の資料はP19をご参照ください。

○岸田文雄内閣総理大臣

まず、世界の食料安全保障の危機、リスクが高まる中、デフレ経済下で安値での取引が定着した中での価格転嫁の困難さやこの地球温暖化や生物多様性への影響を含め、我が国の食料、農業を取り巻く課題の変化を総合的に検証し、持続可能な食料供給基盤の確立を図るために、食料・農業・農村政策の新たな展開方向、これを取りまとめた次第です。



今後、来年の通常国会への改正案提出に向けて、食料・農業・農村基本法の改正に向けた作業を加速化するとともに、施策の具体化を進め、年度内をめぐり工程表、これを取りまとめます。その中で、平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立、そして環境等に配慮

した持続可能な農業、食品産業への転換、また人口減少の中でも持続可能な強固な食料供給基盤の確立、この3つを柱として農政の転換を進めていきたいと考えております。

○進藤金日子

岸田総理、ありがとうございます。

岸田内閣におきましては、昨年6月28日に、官邸に置かれていた従来の「農林水産業・地域の活力創造本部」を「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組いたしました。私自身、この改組に大きな意義があり、まずは国民への食料の安定供給を図ることを第一義として、その基本が弱体化している農林水産業の基盤を強化することであることを明確に示されたものというふうに捉えているところであります。

資料1を御覧いただきますと、現行の基本法での対応が薄いもので、かつ比較的農林水産業の基盤強化に直結するものを赤囲みしてみました。総理の御答弁にもありましたが、適正な価格形成に向けた食料システムの構築ということが柱立てさ



れております。全国の現場を回りますと、電力料金、燃料、資機材、肥料等が高騰する中で、農産物価格が低迷しておって、このままでは経営が破綻するといった多くの農家の皆様の悲痛な声が胸に沁みるわけでありま

そこで、**資料2**を御覧いただきたいというふうに思います。

茶わん1杯のお米の値段

資料2

○ ご飯は経済的な食べ物

○ 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは**65g**くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、1,897円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、**1杯当たりのお米の値段は約25円**となります。*



※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり1,897円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和3年12月))で算出。



注) ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都都区部小売価格)」による2020年平均価格
※拡大の資料はP20をご参照ください。

令和5年6月12日 参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金日子
出典: 農林水産省資料を基に進藤金日子事務所にて作成

※拡大の資料はP20をご参照ください。

これ、いつも私は使うんですが、茶わん一杯のお米の値段であります。消費者の皆様は、お米はスーパー等で5キロとか10キロ単位で買うケースが多いと思います。今日、テレビを御覧いただいている皆様方も、是非とも食事のときには思い出していただきたいんですが、茶わん一杯のお米の値段は今25円なんです。そのうち、農家の手取りはこれ半分なんですね、農家の手取りは。

皆さん、一日に何杯御飯を食べますでしょうか。4杯食べても約百円なんです。

稲作は我が国の文化の源とか、我が国の水田が持つ多面的機能を維持すべきだとかよく言われるわけでありましたが、我が国のお米の価値というのは本当にこの程度なのではないかと私はいつも自問自答するわけであります。

多くの米農家は赤字経営を余儀なくされております。それぞれの農産物の適正な価格とはどの水準なのか。やはり標準的な生産コストがあって、再生産可能な水準での価格形成につきまして流通、加工段階や消費段階で御理解を得ていくことが極めて大切ではないかと。そして、そのシステムの構築が極めて重要だというふうに思います。今後、法制化を含め、早急に対策を講じていく必要があるというふうに考えます。

また資料1に戻りますと、右側のスマート農業などによる生産性の向上では、農地の大区画化を始め日進月歩のスマート技術の効果を高める生産基盤の整備も重要であります。

その下の農村のインフラの機能確保、これ、実は深刻な問題なわけです。農業水利施設等の維持管理、特に農地周りの維持管理は経営規模の拡大等の効率化では対応困難であります。効率的、安定的な農業経営や地域を支える制度資本としての土地改良区の役割の強化、あるいは日本型直接支払の受皿である活動組織、協定組織等の多くの組織体の連携強化、そして、新たな組織体としての農村地域管理組織、これ農村RMOと云っておりますが、このRMOの早期形成も不可欠になります。

さらに、左下にある環境と調和の取れた食料システムの確立も急務であります。食料システム全体でグリーン化する「みどりの食料システム戦略」の推進が重要であります。その中では、価格高騰した化学肥料などを削減しながら、環境に優しい農業と地域社会をつくりつつ農業経営を安定化する施策の推進が重要なポイントだというふうに考えます。

そこで、食料・農業・農村基本法の見直しの方向として、環境等に配慮した持続可能な農業、食品産業への転換等を図っていく中で、農業経営の安定化のためにも、国内資源の利用拡大など肥料コスト低減に向けた対策を講じる必要があると考えますが、岸田総理の御見解を伺いたいと思います。

○岸田文雄内閣総理大臣

肥料は農業生産に不可欠な生産資材であり、昨年六月以降の肥料価格の高騰に対し、新たな支援金によって生産のコスト増を抑制しつつ、食料安全保障と環境への負荷の低減の観点から、化学肥料の利用を低減し、堆肥やこの下水汚泥資源の肥料利用の拡大による肥料の国産化を推進してきたところです。

今年のこの秋肥の価格は、足下の肥料原料の価格動向を反映し、下落傾向にあると承知しておりますが、過度なこの輸入依存からの脱却や環境等に配慮した持続可能な農業、食品産業への転換に向け、化学肥料の低減や国内資源のこの肥料利用の拡大、これは効率的にこれからも進めてまいります。

○進藤金日子

岸田総理、ありがとうございます。

する農地と粗放的な管理を行う農地、こうしたことを仕分していくことも必要だというふうに思っております。



このため、農林水産省では、中山間地域において、最適土地利用総合対策によりまして、地域ぐるみの話合いにより、営農を継続する農地と、放牧や蜜源作物の作付け、粗放的な利用を行う農地を区分した土地利用構想を作成し、地域の実情により粗放的利用や

農用地保全に資する活動経費等を支援しているところでございまして、進藤委員も私の地域よく御存じですけれども、今進められておるところでは、粗放、集落の話合いによりまして、荒廃農地がその中にありまして、13.7ヘクタールでありますが、それを、菜の花とそれからレンゲを植えて、そして養蜂家との契約に結び付けて、そしてそこを活用しようという、そういったような、今まで使われていない粗放的な土地を活用していくという今動きがございまして、先ほど来お話がありましたように、そういったような話合いの中でやはりその地域の皆さんのアイデアなり知恵が出てきているというふうに思っております。

中山間地におきましては、農業の継続性を高めるため、地域計画と粗放的利用を含めた最適な土地利用を一体として考えていくことが重要と考えておりまして、今後とも、地域計画の策定と最適な土地利用の施策が連携して実施されるようしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○進藤金日子

野村大臣、ありがとうございます。

私も全国回っているんですが、実は、昨日、一昨日、野村大臣の御地元の鹿児島、大隅半島、中山間地域を回ってまいりました。そういった中で、農家の方々の声だとか、農業と福祉の連携、これ農福連携って言っておりますが、この農福連携に取り組まれている方の御意見もお聞きしてきたわけであります。

農業水路や用水の取水施設が老朽化していて早急に事業で対応してほしいんだけど、その農家の負担金が出せる状況にないといった悲痛な声、農地整備が遅れていて、このままでは誰も耕作する人がいなくなり荒廃農地になるといった不安の声、それから、高齢化と人口減少で集落の維持も厳しい中で、日本型直接支払の多面的機能支払制度、これ、鹿児島では水土里サークルと言っているんですが、この水土里サークルの活動で頑張っておられる方々が、是非この多面的機能、日本型直接支払制度ですね、この多面的機能支払制度を維持していただき、予算も増額してほしいという、そういった訴える声、いろいろな声をお聞きしました。

こうした声に真摯に答えていくためにも、特に中山間地域におきましては、野村大臣から御答弁ありましたように、地域計画の早期実質化と最適な土地利用の対策、これ連携をしっかりと強化して、これが大切だと思います。そして、全国一律ということはございませんので、それぞれの地域ごとに土地利用の見通しに即した各対策をばらばらではなくて総合化してやっていくということ、これ重要じゃないかなというふうに思っております。

次に、花粉症対策関連の質問に移りたいと思います。

4月3日の本決算委員会で、我が党の山田太郎議員の花粉症対策に関する質疑で岸田総理は、「花粉症について、もはや我が国の社会問題と言っていいような問題との認識を示され、政府において、関係閣僚会議を開催して、情報共有



と効果的な対策の組合せに取り組み、是非結果を出したい」と御答弁なされました。

そして、質疑から11日後の4月14日に花粉症に関する関係閣僚会議を設置し、5月30日には花粉症対策の全体像を決定いたしました。私、極めてスピード感のある対応だというふうに思ひまして、これは大いに評価されるべきではないかなというふうに思います。

そこで、今、**資料4**を御覧いただきたいと思うんですが、花粉症に関する関係閣僚会議で決定した**花粉症対策の全体像の中核を担う発生源対策**につきまして、**スギ人工林の伐採、植え替え等の加速化を**実行していく上での**岸田総理の決意をお聞かせ願いたい**と思います。

花粉症対策の全体像 資料4

令和5年5月30日 花粉症に関する関係閣僚会議決定

I はじめに

- 花粉症は未だ多くの国民を悩ませ続けている社会問題
- 省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせ実行していくことが重要。また、息の長い取組が必要。

→ 今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示す

II 花粉症の実態と人工林の将来

有病率：約10年ごとに10ポイント程度ずつ増加

花粉発生源となるスギ人工林（20年生超）は431万ha

10年後（2割減）
30年後（半減）

「発生源対策」の取組を集中的に進めて花粉量の削減を加速化

III 花粉症対策の3本柱

1. 発生源対策

10年後には花粉発生源の**スギ人工林を約2割減少**させることを目指す。スギ人工林由来の花粉が約2割減少すれば、花粉量の多かった今シーズンであっても平年並みの水準まで花粉量を減少させる効果が期待できる。また、**将来的（約30年後）には花粉発生量の半減**を目指す

- スギ人工林の伐採・植え替え等の加速化
 - スギ人工林の伐採を約5万ha/年→（10年後）約7万ha/年まで増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植え替え等を推進
 - ⇒花粉発生源となるスギ人工林の減少スピードを約2倍に（「花粉発生源スギ人工林減少推進計画（略称：スギ伐採加速化計画）」）
- スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】
 - 住宅分野でのスギ材製品への転換促進、木材活用大型建築の新築着工面積の倍増等
 - スギ製材・合板・集成材等のJAS材の増産に向けた加工流通施設の国内整備の支援、国産材の利用割合の低い構築材等について輸入材を代替可能な製品を製造する技術の普及等、安定供給体制の構築
 - JAS規格・建築基準の合理化
 - 国産材を活用した住宅に係る表示の仕組みの構築（花粉症対策への貢献度を明示）
 - 建築物に係るライフサイクルカーボン評価方法の構築（3年を目標）
 - 住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化等
 - ⇒需要を1,240万㎡→（10年後）1,710万㎡（470万㎡増）に拡大
- 花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】
 - 国・自治体等における苗木生産体制の短期的かつ集中的な整備
 - ⇒10年後には花粉の少ないスギ苗木の生産割合をスギ苗木全体の9割以上に引上げ
- 林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】
 - 労働力の大規模な減少が見込まれる中、
 - 高機能林業機械の導入支援等により生産性を向上
 - 外国人材の受け入れ拡大、新規就業者の確保・育成、処遇の改善、農業など他産業との連携、地域おこし協力隊との連携等により、労働力の減少に歯止めをかけ、10年後も現在と同程度の林業人材を確保
 - ⇒年内に「林業活性化・木材利用推進パッケージ」（仮称）を策定【林野庁・国土交通省】

2. 飛散対策

- スギ花粉飛散量の予測
 - 精緻化されたデータを民間事業者に提供すること等により、民間事業者が実施する予測の精度向上を支援
 - スギ雄花花粉調査の強化（34都府県→全国に拡大、調査地点数の増増）等【環境省・林野庁】
 - 航空レーザ計画によるスギ人工林の分布、森林地形等の情報の高度化、それらのデータの公開の推進【林野庁】
 - スーパーコンピューターやAIを活用した、花粉飛散予測に特化した詳細な三次元の気象情報の提供【気象庁】
 - 花粉飛散量の予測データの提供、画像解析を活用した花粉飛散量の測定手法の開発【環境省】
 - 花粉飛散量の標準的な表示ランクの設定・周知【環境省】
- スギ花粉の飛散防止
 - 効果的・効率的な散布技術の開発、薬剤の改良を進めるなど、スギ花粉の飛散防止剤の開発を促進し、5年後に実用化の目標を立て、速やかに実行することを目指す【林野庁】

3. 発症・曝露対策

- 花粉症の治療
 - 診療ガイドライン改訂や対症療法等の医療・相談体制の整備を推進【厚生労働省】
 - アレルギー免疫療法（皮下免疫療法等）の開始時期等について、医療機関等における適切な情報提供や集中的な広報を実施【厚生労働省】
 - 一学会等を通じた医療機関等への協力要請
 - 一実地医療機関のリスト化・周知
 - 一オンライン診療可能な医療機関の周知
 - 森林組合等への協力要請や企業への要請等に着手
 - ⇒皮下免疫療法の治療費を25万人分/年→（5年以内）100万人分/年に増産【厚生労働省】
 - 治療法・治療薬の開発に資する大学や国立研究機関等での研究開発等を支援【文部科学省・厚生労働省】
- 花粉症対策製品など
 - 花粉対策に資する商品に関する認証制度について、関連業界と連携し、消費者への認知拡大、認証取得製品（鞆、衣服等）の拡大・普及の推進【経済産業省】
 - スギ花粉剤の実用化に向け臨床研究等を実施【農林水産省】
- 予防行動
 - 花粉への曝露を軽減するための花粉症予防行動について、自治体、関係学会等と連携して広く周知【環境省・厚生労働省】
 - 花粉曝露を軽減する柔軟な働き方等、企業等による従業員の花粉尘慮対策を推進する仕組みの整備【経済産業省】

令和5年6月12日 参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金子 日子
出典：令和5年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定資料を基に進藤金子事務所に作成

※拡大の資料はP22をご参照ください。

○岸田文雄内閣総理大臣

花粉症は、この我が国の社会問題と言えるものであり、一朝一夕で解決するものではなく、しっかりと将来を見据えて取組を着実に実行することが必要であると考えています。

このため、先月、花粉症に関する関係閣僚会議において、来年のこの花粉の飛散期から今後10年を視野に入れたこの包括的な花粉症対策の全体像、これを取りまとめました。その中で、**発生源対策として、杉人工林の伐採面積を年間約7万ヘクタールまで増加させ、花粉の少ない苗木等への植え替えを推進することにより、10年後にスギ人工林を約2割減少させ、将来的には、約30年後を目指して、花粉発生量の半減、これを目指してまいります。**

そして、発生源対策の実効性を確保するため、**杉材需要の拡大、あるいは林業労働力の確保などを含めた林業活性化・木材利用推進パッケージ**

-12-

を年内に策定し、林業の活性化と杉材の利用、これを推進してまいりたいと考えております。

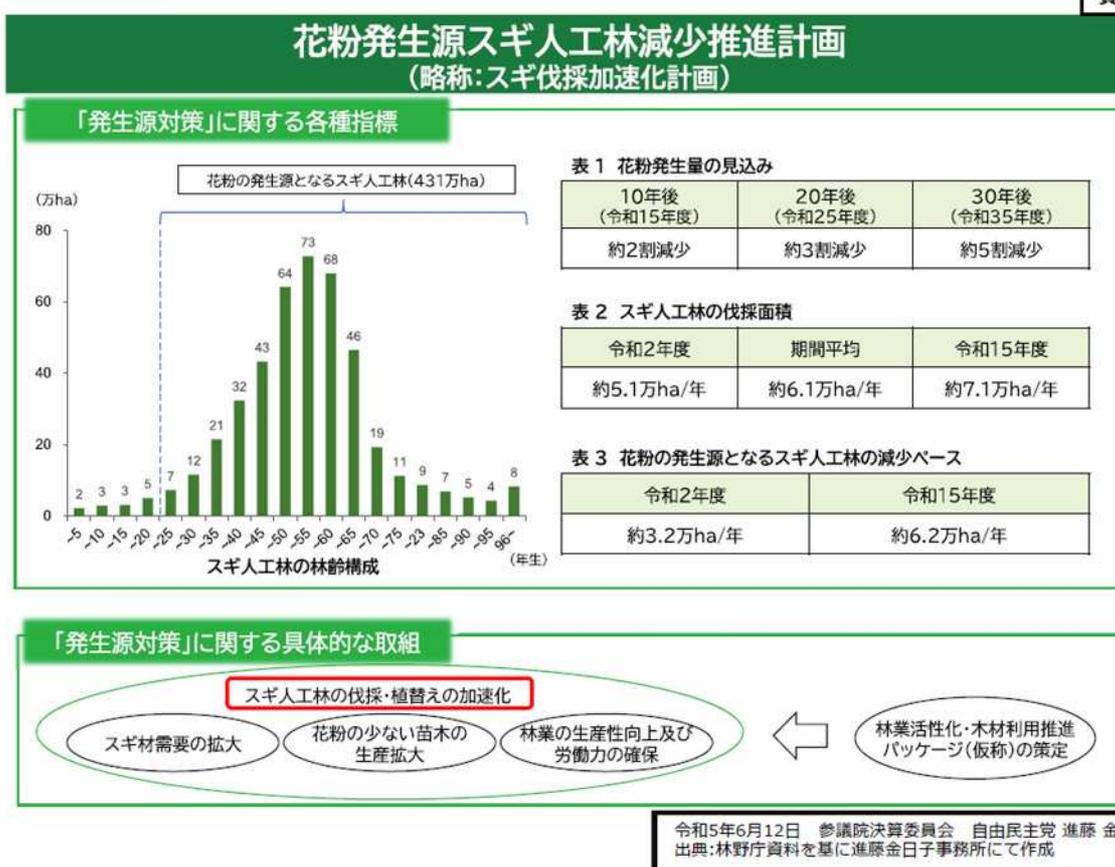
○進藤金日子

岸田総理、ありがとうございます。

花粉症対策の全体像の中で、発生源対策、飛散対策、発症・暴露対策の3本柱、これいずれも重要ではありますが、やはり今総理御答弁のとおり、この根本的な問題として発生源対策を徹底すべきだと考えます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

資料5



※拡大の資料は P23 をご参照ください。

スギ人工林の伐採、植え替えの加速化を実現するには、総理御答弁のとおり、杉材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、そして林業の活性化と労働力の確保が不可欠であります。

これに関して、やはり林業の活性化と木材利用推進とをパッケージで行う、これ年内に策定というふうに今総理から御答弁いただきましたけれども、これ極めて重要だというふうに思います。

そういった中で、これ、従来の予算の中での対応では、この10年後の目標を今御答弁いただいたわけですが、従来の予算の中での対応では、こ

の10年後の目標達成は私自身は極めて困難ではないかなと思っております。
発生源対策が進めば、他の対策に必要な予算は縮減されていくわけ
であります。 思い切って従来の予算とは別枠で省庁横断の発生源対策の
予算を措置して、国民共有の取組として進捗管理を行っていくのが効果
的ではないかなということ、是非とも強く要請したいというふうに思
います。

次に、水産関係の質問に移りたいと思います。

資料6を御覧ください。

新たな漁港漁場整備長期計画のポイント 資料6

	産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化	海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保	<small>うみぎょう</small> 「海業」振興と多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上
重点課題	ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 圏域計画に基づく産地市場等の集出荷機能や製水施設等の準備機能等の再編・集約 ◆ 漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深 ◆ 輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化 	ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備 ◆ フロンティア漁場整備や水産物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備 ◆ ハード・ソフト一体的な漁場・干潟対策 	ア 「海業(うみぎょう)」による漁村の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設の再編等による漁港の利活用環境の改善 ◆ 漁港と地域資源を生かした「海業(うみぎょう)」等の振興と漁港に関連産業を集積させるための仕組みづくり ◆ ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口・関係人口の創出
目指す姿と主な施策	イ 養殖生産拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 養殖適地の拡大のための静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善 ◆ 種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備 	イ 災害リスクへの対応力強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大規模地震・津波等に備えた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、浸水対策 ◆ 漁港・漁村における就労者等の避難対策 ◆ 機能保全計画に基づく、予防保全型の老朽化対策への転換 	イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 越波防止や防風施設整備等の安全対策の推進 ◆ 浮体式係船岸や岸壁、用地等への屋根整備など軽労化施設の整備 ◆ 漁村における漁業集落排水施設や漁業集落道など、快適な生活環境の整備
主な成果目標	<input type="checkbox"/> 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合 45%(R3) ⇒ おおむね70%(R8)	<input type="checkbox"/> 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量 5年間でおおむね6.5万トン	<input type="checkbox"/> 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加 5年間でおおむね200万人 <input type="checkbox"/> 漁港における新たな「海業」等の取組件数 5年間でおおむね500件
	(共通課題) 社会情勢の変化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン化の推進 (設備等の電化、給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、漁場の保全・創設 等) ・デジタル社会の形成 (産地市場の電子化の普及、海域環境観測システムの活用、ICTやドローン・ロボット技術の活用促進 等) ・生活スタイルの変化への対応 (消費者ニーズに対応できる水産物の提供体制づくり、衛生管理と併せた感染症対策、移住・定住や交流の受入環境づくり 等) 		

令和5年6月12日 参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金日子
 出典:水産庁資料を基に進藤金日子事務所にて作成

※拡大の資料は P24 をご参照ください。

昨年度閣議決定いたしました漁港漁場整備長期計画におきまして、漁村の魅力と所得の向上を図るため海業の振興を掲げておりますが、海業振興に当たっての岸田総理の御見解を伺いたいと思

○岸田文雄内閣総理大臣

地元水産物の飲食店での販売や、この地場の魚のレストランでの提供、また漁業体験の受入れなど、この海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用するいわゆる海業の推進、これは、水産物の消費増進とともに、漁村地域の所得と雇用機会の確保を図る上で重要であり、漁港において海業を

取り組みやすくするための漁港法改正案を今国会に提出し、先般成立したところです。これを受けて、先日の経済財政諮問会議において、水産業の発展に向けた施策と併せ、改正漁港法に基づく海業の振興を進める旨を盛り込んだ骨太の方針の原案、これをお示ししたところです。

政府としては、海業に取り組む際に活用可能な支援策を取りまとめた海業支援パッケージを作成し、先行事例の創出に努めており、関係省庁が連携し、海業の普及と振興、これを図ってまいりたいと考えております。

○進藤金日子

岸田総理、力強い御答弁ありがとうございます。骨太の方針の中でも位置付けていくということでもあります。

自民党の中でも、この海業の振興、議論を重ねておりました、海業の振興に向けた中間取りまとめを行い、野村農林水産大臣に提言させていただいたところでございます。

そこでも触れさせていただきましたけれども、私は、ポイントは、海業推進に向けた体制の強化ではないかと考えております。そのためには関係省庁の協力と連携が不可欠でありまして、是非ともこの岸田総理の強いリーダーシップで海業推進に向けた強力な体制を構築いただき、野村農林水産大臣の下で水産庁が司令塔機能を発揮できるようにしていただくことを強く要請したいというふうに思います。

次に、資料7を御覧いただきたいと思います。

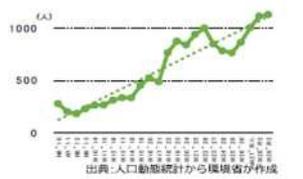
今国会で、気候変動適応法の改正がなされました。この改正法によりまして措置される事柄につきましては、右側に赤囲みしたわけですが、改正気候変動適応法に基づく熱中症対策実行計画や熱中症警戒情報等につきまして、現状と今後の方向を、西村環境大臣、御答弁願いたいと思います。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の概要

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える**年も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温の発生リスクも増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

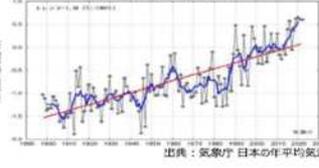
熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



自然災害及び熱中症による死者数

年	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	444人	1,581人
2019年	155人	1,224人
2020年	119人	1,528人
2021年	186人	735人

日本の年平均気温偏差



細線(紫)：各年の平均気温の基準値からの偏差
 太線(青)：偏差の5年移動平均値
 点線(赤)：長期変化傾向
 基準値は1991～2020年の30年平均値。

国の対策	現状	気候変動適応法の改正により措置
アラート	<ul style="list-style-type: none"> 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議(構成員は関係府省庁の担当局長)で熱中症対策実行計画を策定(法的位置づけなし) (関係府省庁：内閣官庁、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁) 環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信(法的位置づけなし) ※本格実施は令和3年から 現行「アラート」の告知画像 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進 ※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ
地域の対策	<ul style="list-style-type: none"> 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められているが、国内での取組は限定的 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が冷却設備を有する等の要件を満たす施設(公民館、図書館、ショッピングセンター等)を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定(新規) 指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定(新規) 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を促進

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- 警戒情報の発表の前提となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
- 熱中症対策をより定型的かつ確実に実行する体制を確立

<施行期日>

- 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日
- その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

令和5年6月12日 参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金日子
出典:環境省資料を基に進藤金日子事務所にて作成

○西村明宏環境大臣

近年、まさに**熱中症による死亡者数は年間千人を超える**、こういった年が頻発していますから、そういった意味で、**熱中症対策**というのはまさに急務であるというふうに考えております。



そのため、熱中症対策を強化するべく、5月12日に公布された改正気候変動適応法において、**進藤委員御指摘のように、閣議決定計画である熱中症対策実行計画の策定、また熱中症警戒情報や一段上の熱中症特別警戒情報の発表、また市町村長による**

クーリングシェルターや熱中症対策普及団体の指定、こうした3点を主な施策として盛り込んだところでございます。さらに、**5月30日には、夏本番に向けた対策を早急に強化するために、改正法に基づく熱中症対策実行計画を閣議決定いたしました。**

環境省といたしましては、来年春を予定しております改正法の全面施

行に向けまして、熱中症特別警戒情報等に関する検討を進めるとともに、各種ガイドラインを作成するなど、しっかりと準備を進めることで死者数の顕著な減少、これを目指してまいりたいと考えております。

○進藤金日子

西村大臣、ありがとうございます。実効性のある熱中症対策の実施、是非ともよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

さて、6月の梅雨の時期に台風が発生して大きな被害をもたらす一方、4月や5月に真夏日が複数日観測されるなど、地球温暖化に伴う異常気象による災害が深刻化、そして頻発化しているわけであります。十分に備えていく必要があります。また、今年は関東大震災から百年の節目の年に当たります。大規模な地震発生にも万全の備えをしていかなければなりません。

こうした中で、今国会に国土強靱化基本法の改正案が議員立法で提出されております。佐藤信秋先生、本当に尽力されて、起草の中でやられたわけでございますが、既に衆議院で可決され、現在参議院で審議中であります。この法案のポイントは、国土強靱化実施中期計画の作成を新たに位置付けたこと、位置付けることで、そして、その中で中期計画の推進が特に必要となる施策の内容及びその事業の規模を決めることにしたわけであります。

この意味するところは、現行の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の次の対策がこの法律に基づく対策となるということ、これによりまして、中期的な見通しの下で関係者が一致協力して効果的に国土強靱化、取り組むことが可能になるのではないかと思います。そして、格段に国土強靱化施策が強化されるというふうに私は考えております。

本法案の早期成立の必要性を強調いたしまして、私の質問を終えさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。



以下資料集

食料・農業・農村基本法の見直しの方向

資料 1

○ 国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し。この見直しの方向性について、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で取りまとめ。

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

- **食料安全保障の定義**
食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、平時からの食料安全保障を確保。
- **輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化**
小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の国内農業生産の増大や飼料、肥料等の生産資材の確保を図るとともに、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も重視。
- **海外市場も視野に入れた産業に転換**
輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。
- **適正な価格形成に向けた食料システムの構築**
持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの各段階で適正な価格形成の実現。
- **全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善**
買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康な食生活が送れるよう地域の食品事業者による供給体制を整備。

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

- **環境と調和のとれた食料システムの確立**
 - ・ 環境負荷低減等を行う持続的な農業を主流化。
 - ・ 農業生産、加工、流通、小売を含む食料システム全体でグリーン化。

人口減少下でも持続可能な食料供給基盤の確立

- **急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立**
 - ・ 人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立
 - ・ 農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の受け皿となる経営体等（担い手）の育成・確保。
 - ・ 農業法人等の経営基盤の強化。
 - ・ 地域の話合いを基に、担い手に加え、多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産につなげる。
- **スマート農業などによる生産性の向上**
 - ・ スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保。
 - ・ 農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保。
- **家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護等**

- **農村コミュニティの維持**
 - ・ 農村人口減少の中での農村集落機能の維持～イノベーションによるビジネス創出や情報基盤整備等により都市から農村への移住、関係人口の増加等を図る。

- **農村インフラの機能確保**
 - ・ 集落機能の低下が懸念される地域においても、農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理を図る。

平時からの食料安全保障の確保 - 食料・農業・農村基本計画の見直し

不測時の食料安全保障の強化 - 政府の体制整備

令和5年6月12日 参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金日子

出典:令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部資料を基に進藤金日子事務所にて作成

茶わん 1 杯のお米の値段

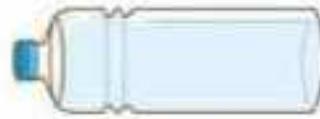
資料 2

○ ご飯は経済的な食べ物

○ 茶わん 1 杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは **65g** くらいです。5kgの精米は約 77杯になりますので、1,897円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、**1杯当たりのお米の値段は 約25円** となります。*



* 茶わん 1 杯のごはんは、精米65g使用、5 kg当たり1, 897円 (POSデータによるコメの平均小売価格 (令和 3 年12月)) で算出。



お茶碗約4杯



=

ミネラルウォーター(2リットル) 102円



=



お茶碗約5杯

缶コーヒー 130円

(注) ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都都区部小売価格)」による2020年平均価格
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

令和5年6月12日、参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金日子
出典：農林水産省資料を基に進藤金日子事務所にて作成

農山漁村振興交付金のうち
最適土地利用総合対策

資料 3

【令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数】
 (令和4年度補正予算額 (中山間地域等農用地保全総合対策) 1,440百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額 (1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、^(※) 農用地保全等推進員 250万円/年)、5.5/10 等

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>

定額、5.5/10等



中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

<事業イメージ>

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合い

【地域ぐるみでの話し合い】

Step 2 土地利用構想図の策定

【土地利用構想図の策定】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

【放牧】

【農用地保全の実証的な取組】

土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

【水路の補修・改修】

【計画的な植林】

【省力化機械の導入】

令和5年6月12日 参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金日子
 出典: 農林水産省資料を基に進藤金日子事務所にて作成

花粉症対策の全体像

資料4

令和5年5月30日 花粉症に関する関係閣僚会議決定

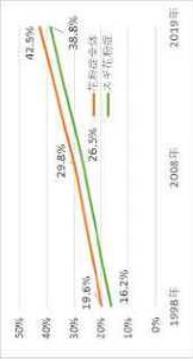
I はじめに

- 花粉症は未だ多くの国民を悩ませ続けている社会問題
- 省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせ、実行していくことが重要。また、息の長い取組が必要。

今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示す

II 花粉症の実態と人工林の将来

有病率：約10年ごとに10ポイント程度ずつ増加

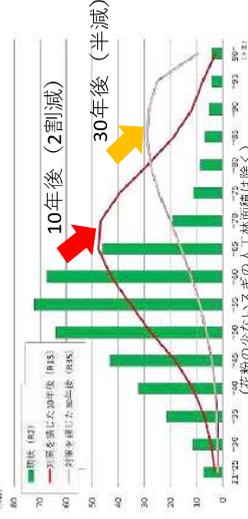


出典) 日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会のデータより作成

医療費 (花粉症を含むアレルギー性鼻炎)

→保険診療：約3,600億円、市販薬：約400億円

花粉発生源となるスギ人工林 (20年生超) は431万ha



「発生源対策」の取組を集中的に進めて花粉量の削減を加速化

III 花粉症対策の3本柱

1. 発生源対策

10年後には花粉発生源の**スギ人工林を約2割減少**させるとを指す。スギ人工林由来の花粉が約2割減少すれば、花粉量の多かった今シーズンであっても平年並みの水準まで花粉量を減少させる効果が期待できる。また、**将来的(約30年後)**には**花粉発生量の半減**を目指す。

● スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林の伐採を約5万ha/年→(10年後)約7万ha/年まで増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替え等を推進

⇒花粉発生源となる**スギ人工林の減少スピードを約2倍**に
(「花粉発生源スギ人工林減少推進計画(略称：スギ伐採加速化計画)」)

● スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】

- 住宅分野でのスギ材製品への転換促進、木材活用大型建築の新築着工面積の倍増等
- スギ製材・合板・集成材等のJAS材の増産に向けた加工流通施設の国内整備の支援、国産材の利用割合の低い構架材等について輸入材を代替可能な製品を製造する技術の普及等、安定供給体制の構築
- JAS規格・建築基準の合理化
- 国産材を活用した住宅に係る表示の仕組みの構築(花粉症対策への貢献度を明示)
- 建築物に係るライフサイクルカーボン等の評価方法の構築(3年を目標)
- 住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化等

⇒需要を1,240万m³→(10年後)1,710万m³(470万m³増)に拡大

● 花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】

一 国・自治体等における苗木生産体制の短期的かつ集中的な整備
⇒10年後には花粉の少ないスギ苗木の生産割合を**スギ苗木全体の9割以上**に引上げ

● 林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

- 労働力の大幅な減少が見込まれる中、高性能林業機械の導入支援等により**生産性を向上**
- 外国人材の受け入れ拡大、新規就業者の確保・育成、処遇の改善、農業など他産業との連携、地域おこし協力隊との連携等により、労働力の減少に歯止めをかけ、**10年後も現在と同程度の林業人材を確保**

→年内に「林業活性化・木材利用推進パッケージ」(仮称)を策定【林野庁・国土交通省】

2. 飛散対策

● スギ花粉飛散量の予測

⇒精緻化されたデータを民間事業者に提供すること等により、**民間事業者が実施する予測の精度向上を支援**

● スギ雄花芽芽調査の強化(34都府県)

→全国に拡大、調査地点数の倍増

● 航空レーザ計測によるスギ人工林の分布、森林地形等の情報の高度化、

それらのデータの公開の推進【林野庁】

● スーパーコンピュータやAIを活用した、花粉飛散予測に特化した詳細な三次元の気象情報の提供【気象庁】

● 花粉飛散量の実測データの提供、画像解析を活用した花粉飛散量の測定手法の開発【環境省】

● 花粉飛散量の標準的な表示ランクの設定、周知【環境省】

● スギ花粉の飛散防止

⇒効果的・効率的な散布技術の開発、薬剤の改良を進めるなど、スギ花粉の**飛散防止剤の開発を促進**し、5年後に実用化の目処を立て、速やかに実行することを目指す【林野庁】

3. 発症・曝露対策

● 花粉症の治療

● 診療ガイドライン改訂や対症療法等の医療・相談体制の整備を推進【厚生労働省】

● アレルゲン免疫療法(舌下免疫療法等)の開始時期等について、医療機関等における適切な情報提供や集中的な広報を実施【厚生労働省】

- 学会等を通じた医療機関等への協力要請

- 実施医療機関のリストラ化・周知

- オンライン診療可能な医療機関の周知

● **森林組合等への協力要請や企業への要請等に着手**
⇒舌下免疫療法の治療薬を25万人分/年→(5年以内)

● **100万人分/年に増産**【厚生労働省】

● 治療法・治療薬の開発に資する大学や国立研究機関等での研究開発等を支援【文部科学省・厚生労働省】

● 花粉症対策製品など

● 花粉対策に資する商品に関する認証制度について、関連業界と連携し、消費者への認知拡大、**認証取得製品(網戸、衣服等)の拡大・普及**の推進【経済産業省】

● **スギ花粉米の実用化**に向け臨床研究等を実施【農林水産省】

● 予防行動

● 花粉への曝露を軽減するための**花粉症予防行動**について、自治体、関係学会等と連携して**広く周知**【環境省・厚生労働省】

● 花粉曝露を軽減する柔軟な働き方等、**企業等による従業員の花粉尘露対策**を推進する仕組みの整備【経済産業省】

令和5年6月12日 参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金日子

出典: 令和5年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定資料を基に進藤金日子事務所にて作成

花粉発生源スギ人工林減少推進計画 (略称:スギ伐採加速化計画)

「発生源対策」に関する各種指標

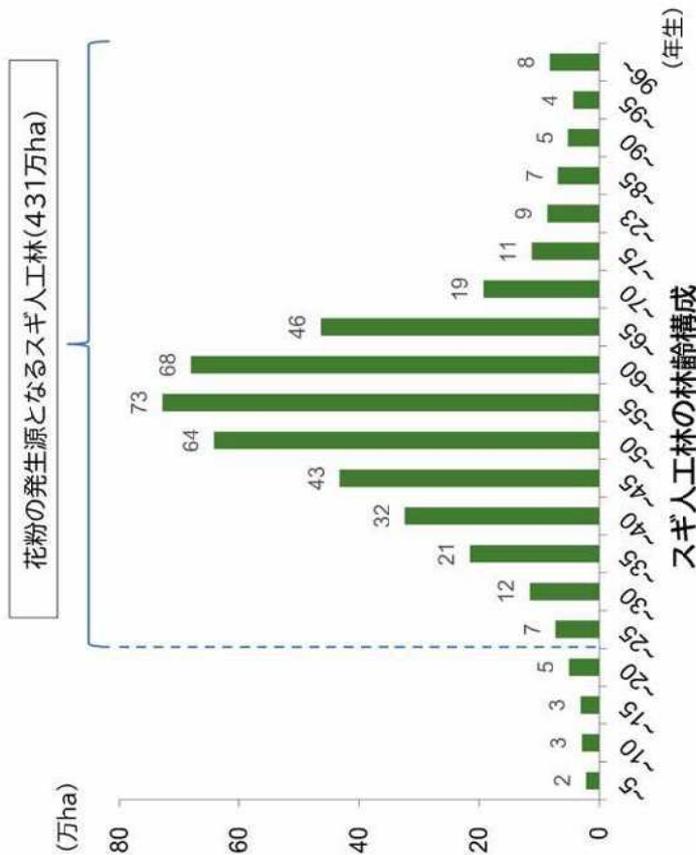


表 1 花粉発生量の見込み

10年後 (令和15年度)	20年後 (令和25年度)	30年後 (令和35年度)
約2割減少	約3割減少	約5割減少

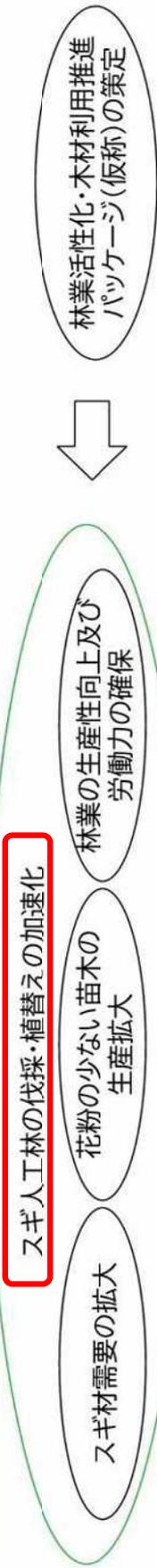
表 2 スギ人工林の伐採面積

令和2年度	期間平均	令和15年度
約5.1万ha/年	約6.1万ha/年	約7.1万ha/年

表 3 花粉の発生源となるスギ人工林の減少ペース

令和2年度	令和15年度
約3.2万ha/年	約6.2万ha/年

「発生源対策」に関する具体的な取組



新たな漁港漁場整備長期計画のポイント

重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による
水産業の成長産業化

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 圏域計画に基づく産地市場等の集出荷機能や製水施設等の準備機能等の再編・集約
- ◆ 漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深
- ◆ 輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化

イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 養殖適地の拡大のための静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善
- ◆ 種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による
持続可能な漁業生産の確保

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備
- ◆ フロンティア漁場整備や水産生物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備
- ◆ ハード・ソフト一体的な藻場・干潟対策

イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 大規模地震・津波等に備えた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、浸水対策
- ◆ 漁港・漁村における就労者等の避難対策
- ◆ 機能保全計画に基づく、予防保全型の老朽化対策への転換

うみぎよう

「海業」振興と多様な人材の活躍による
漁村の魅力と所得の向上

ア 「海業(うみぎよう)」による漁村の活性化

- ◆ 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設の再編等による漁港の利活用環境の改善
- ◆ 漁港と地域資源を生かした「海業(うみぎよう)」等の振興と漁港に関連産業を集積させるための仕組みづくり
- ◆ ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口・関係人口の創出

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 越波防止や防風施設整備等の安全対策の推進
- ◆ 浮体式係船岸や岸壁、用地等への屋根整備など軽労化施設の整備
- ◆ 漁村における漁業集落排水施設や漁業集落道など、快適な生活環境の整備

主な成果目標

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量
おおむね100万トン 等

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量
5年間でおおむね6.5万トン
- 藻場の保全・創造の取組を実施する**全ての海域**において、取組実施箇所の**藻場面積を維持・回復**させる
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8) 等

- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加
5年間でおおむね200万人
うみぎよう
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数
5年間でおおむね500件

※海業(うみぎよう)：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業をい、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域の「にぎわい」や所得と雇を生み出すことが期待されるもの

(共通課題) 社会情勢の変化への対応

- ・グリーン化の推進 (設備等の電化、給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、藻場の保全・創造 等)
- ・デジタル社会の形成 (産地市場の電子化の普及、海域環境観測システムの活用、ICTやドローン・ロボット技術の活用促進 等)
- ・生活スタイルの変化への対応 (消費者ニーズに対応できる水産物の提供体制づくり、衛生管理と併せた感染症対策、移住・定住や交流の受入環境づくり 等)

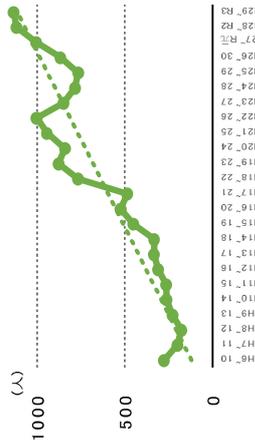
令和5年6月12日 参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金日子
 出典:水産庁資料を基に進藤金日子事務所にて作成

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の概要

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報発生の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、**熱中症による死者数の増加傾向が続いており、近年は、年間1,000人を超える年**も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温の発生リスクも増加**すると見込まれることから、**法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要**あり。

熱中症による死者数(5年移動平均)の推移



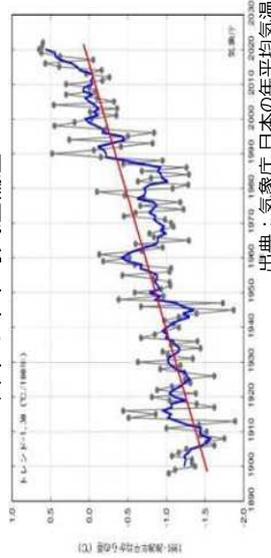
出典：人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	444人	1,581人
2019年	155人	1,224人
2020年	119人	1,528人
2021年	186人	755人

出典：令和4年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



現状

- ・ 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部長）で**熱中症対策行動計画**を策定（法の位置づけなし）
（関係府省庁：内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）

- ・ 環境省と気象庁とで、**熱中症警戒アラート**を発信（法の位置づけなし）
※本格実施は令和3年から



現状「アラート」の告知画像

- ・ 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングセンター等の活用が進められているが、国内での取組は限定的
- ・ 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足

国の対策

- ・ 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部長）で**熱中症対策行動計画**を策定（法の位置づけなし）
（関係府省庁：内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）

アラート

現状「アラート」の告知画像

- ・ 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングセンター等の活用が進められているが、国内での取組は限定的
- ・ 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足

地域の対策

- ・ 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**として指定（**新規**）
指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放
- ・ 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組み民間団体を**熱中症対策普及団体**として指定（**新規**）
→ 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底

気候変動適応法の改正により措置

- ・ **熱中症対策実行計画**として**法定の閣議決定計画に格上げ**
→ 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に**総合的かつ計画的**に熱中症対策を推進
※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ

- ・ 現行アラートを**熱中症警戒情報**として**法に位置づけ**

- ・ さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の**熱中症特別警戒情報**を創設（**新規**）
→ 法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に

- ・ 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**として指定（**新規**）
→ 指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放
- ・ 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組み民間団体を**熱中症対策普及団体**として指定（**新規**）
→ 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- ・ **警戒情報の発表の前提**となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
→ 熱中症対策をより安定的かつ着実に行える体制を確立

＜施行期日＞

- ・ 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日
- ・ その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

令和5年6月12日 参議院決算委員会 自由民主党 進藤 金日子
出典：環境省資料を基に進藤金日子事務所にて作成



◆◆これまでの臨時増刊号の発刊状況◆◆

VOL.1 令和3年3月15日 予算委員会 対菅義偉内閣総理大臣

VOL.2 令和4年6月13日 決算委員会 対岸田文雄内閣総理大臣

VOL.3 令和5年6月12日 決算委員会 対岸田文雄内閣総理大臣

